

鎌倉国宝館情報発信コンテンツ作成業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、「鎌倉国宝館情報発信コンテンツ作成業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 業務の目的

鎌倉国宝館は、大正12年(1923年)の大正関東地震を契機に、災害から文化財を保護するとともに人々がこれらを見学できるよう開設された施設である。昭和3年(1928年)4月3日の開館以来、第二次世界大戦、高度経済成長期の都市開発など、さまざまな画期を経て、令和10年(2028年)に開館100周年を迎えようとしている。

本業務では、約100年という全国有数の長い歴史を持つ館の魅力を発信するコンテンツを作成する。作成にあたっては、鎌倉のまちの変遷とともに歩んできた館の歴史を振り返るとともに、岡田信一郎設計の本館・展示場(国登録有形文化財・歴史的風致形成建造物)や館周辺の景観、館に収蔵される質・量ともに豊かな鎌倉ゆかりの文化財、その展示風景といった館の魅力を構成する要素を余すところなく紹介し、館と文化財が織りなす伝統と品格を閲覧者に伝えられるよう留意すること。

内容は、視覚的にも分かりやすく親しみが持てるものとし、館をめぐる100年の歴史を市内外に広く伝え、愛着の促進をはかるとともに、次の100年に向け、若年層や海外の閲覧者も含めたファンを拡大することを目的とする。

3 履行場所

鎌倉国宝館（鎌倉市雪ノ下2-1-1）等

4 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

5 一般事項

- (1) 本仕様書は鎌倉市教育委員会教育文化財部生涯学習課が実施する本業務について、契約書の内容の統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 本仕様書に定めがない事項については、契約書によるものとする。
- (3) 契約書及び本仕様書に記載された事項については、本仕様書を優先するものとする。

6 業務内容

(1) 既存情報及び作成コンテンツの整理

鎌倉市のホームページに既に記載のあるコンテンツの情報の整理や発注者から与えられた情報の整理を実施する。

コンテンツは、館の歴史を振り返り、その魅力を発信するものとする。

(2) ティザーサイトの作成

上記を踏まえ、次のとおりティザーサイトを作成する。

ア ウェブサイトの構造設計及びデザイン制作

PC版及びMobile版の構造設計及びデザインを発注者と協議の上で作成する。必要に応じノーコードWeb制作プラットフォームを使用しても良い。

海外に向けて発信できるように、基本情報の一部を英語に翻訳し表記すること(日本語で1,500文字程度)。

納品後に、ウェブ制作に関する専門知識がない者でも基本的な情報登録・更新を行えるよう、CMSの構築を行う。あわせてサイト運営や各CMSページの作成・更新のための操作マニュアルをあわせて作成する。

イ サーバーの選定・取得・設定とドメイン

内容に必要な機能を備え、専用サーバーサービス等のセキュリティ上信頼性が高いサーバーを選定、取得及び設定する。サーバーは、SSL設定を必須とする。受注者は証明書の有効期限管理を実施し、有効期限30日前から更新手続きを開始すること。有効期限30日前に発注者へ通知し、有効期限7日前までに新証明書を設定すること。ドメインについては、原則、発注者から支給する鎌倉市のサブドメインを使用すること。DNS設定に必要な情報(レコード種別、値、TTL等)については受注者が提示し、発注者と合意した手順で実施すること。

ウ テスト環境での確認

テスト環境において、内容の確認を実施する。

エ 本公開

ティザーサイトは、令和9年2月26日を目途に公開すること。サーバーにおける公開をもってホームページの納品とする。納品後、修正等の必要が発生した場合は、発注者からの要請に応じ、修正・更新及び問い合わせが随時可能なものとする。

なお、開館100周年を迎える館の魅力発信にあたり、次項(3)で作成した動画との相乗効果が生まれるよう、作成した全ての動画を契約期間内に本ティザーサイトに掲載すること。

オ 運用・維持管理

受注者は、サーバー等の契約時から契約期間終了まで、運用・維持管理を行う。

(3) 開館100周年記念動画の制作

多くの方が鎌倉国宝館及び鎌倉の歴史・文化財へ興味を持ち、市民はこれらへの愛着や誇りを更に深められるよう、各種動画を作成する。

ア 動画の種別

(ア) 本編動画(5分程度×1本)

・鎌倉国宝館開館100周年記念式典、展示場内、Youtube等において視聴することを

想定し、本編動画を制作する。

- ・動画内には鎌倉のまちの変遷が分かるよう景観写真や動画を挿入し、必要に応じアニメやCG等も活用するなど、このまちとともに歩んできた館の歴史を分かりやすく伝える内容とする。景観写真や動画については、既存コンテンツの活用も可能とする。
- ・視聴層は成人を中心として市内外の全年齢を対象とし、海外での視聴も想定すること。
- ・ナレーションは付けず、音声はBGMのみとし、内容説明は視認性の高い字幕のみを用いること。海外に向けて発信できるよう、日本語字幕とともに英語字幕も併記することとする。なお、BGMはオリジナル音源に限らない。著作権フリーの音源を使用することも可とする。

(イ) ダイジェスト版（2分程度×1本）

上記の本編動画を再編集し短縮したもの。本編と同様音声はBGMのみ、日本語と英語の字幕を併記すること。

(ウ) ショート動画（30秒程度×3本程度）

SNSでの活用を念頭に、本編動画を再編集あるいは新たな素材を追加し、館の歴史をわかりやすくキャッチーにまとめること。本編と同様音声はBGMのみ、日本語と英語の字幕を併記すること。尚、発注者と協議の上、配信媒体の特性に応じ縦型（Mobile用）レイアウトとすること。

イ 業務内容

(ア) 動画の企画構成

発注者と協議の上、構成を決定する。決定した内容を基に脚本やデザイン等を作成する。制作に入る前に、絵コンテ形式等で発注者および関係者の確認・校正を実施すること。

(イ) 取材・撮影

企画構成に基づき、必要な動画素材の取材・撮影や調達、作画等を行う。

(ウ) 素材制作

発注者が提供する素材以外に必要な素材等については受注者で制作又は手配する。

(エ) 字幕の作成

発注者と協議の上、字幕として表示する文言を作成する。また、日本語字幕完成後、翻訳及びネイティブチェックを行い、英語字幕を作成する。

(オ) 編集・校正

動画の編集を行い、BGM等を効果的に入れる。また完成までに発注者による複数回の内容確認及び修正指示の機会及び試写の機会を設ける。

(カ) 各関係機関への掲載内容確認・調整

受注者は、制作に関する関係機関等への連絡調整、取材交渉、出演交渉、撮影許可申請等を発注者と調整の上、随時行う。

(キ) SNS用サムネイル画像の制作

本編動画、ショート動画ともにSNS放映用のサムネイル画像を作成する。

(ク)その他、動画制作に必要な一切の業務を行う。

7 打合せ

本業務に関する打合せ記録簿の作成及び整理は、受注者が行い提出すること。

8 成果物

成果物として以下を提出する。

- ・電子データ 1式 [DVD-R 等]
- ・成果物に使用した画像、撮影動画等の素材データ 1式 [DVD-R 等]
- ・報告書 [A4版] 1部
- ・その他発注者が必要と判断したもの

9 成果物に対する責任の範囲

受注者は、本業務完了後に、失策、不備が発見された場合は、速やかに成果物の訂正をしなければならない。これに要する経費は、受注者の負担とする。

10 権利関係

- (1) 本業務による著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。
- (2) 所有権及び著作権、肖像権について
 - ア 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
 - イ 委託業務に関する所有権及び著作権は、原則としてすべて発注者に帰属することとし、企画、出演者、音楽等の権利関係を調整すること。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受注者に留保するものとし、この場合、発注者は権利留保物を非独占的に使用できることとする。
 - ウ 使用する写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

11 その他

- (1) 本業務に関する事項については、機密を厳守し、無断で第三者に漏らしたり、利用してはならない。
- (2) 受注者は、事務を遂行する上で、疑義が生じた場合は、発注者と協議し、指示を得ることとする。
- (3) 委託期間中においても、発注者から成果物の一部を求められた場合は、直ちに提出すること。
- (4) 本仕様書に明記していない事項については、業務遂行上必要と認められる場合、受注者との協議により実施を決定するものとする。

情報セキュリティの確保に関する遵守事項

受注者は、鎌倉国宝館情報発信コンテンツ作成業務委託契約書に係る仕様書の業務内容を実施するに際して、鎌倉市情報セキュリティポリシーに則し、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 第三者（2以上の段階にわたる委託を含む。）に当該作業を行わせる場合は、その者からの本事項についての誓約書を付し、あらかじめ発注者の承諾を得ること
- 2 作業責任者及び緊急時の連絡先を届け出ること。
- 3 発注者が管理する施設内で当該作業を実施する場合は、あらかじめ作業従事者名を連絡し、作業実施の際には身分証明書を掲出すること。
- 4 コード、ID、パスワード等は、不要となった時点で速やかに抹消すること。
- 5 知り得た非公開情報（文書、電磁情報、伝聞によるもので、個人情報及び非公開であることを発注者が明示したものをいう。）を他者に漏らさないこと。作業期間終了後も同様とすること。ただし、知りえた情報が公開情報になった場合は、この限りでない。
- 6 非公開情報を含む文書又は電磁情報の貸与を受けた際は、預り証を発行すること。
- 7 貸与された文書及び電磁情報は、当該作業の目的以外の使用及び他者への提供を行わないこと。ただし、事前に発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 8 非公開の電磁情報を搬送する際は、原則暗号化すること。暗号化が不可能な媒体又は暗号化が極めて困難な場合においては、専用車により搬送すること。
- 9 発注者が管理する施設内におけるデータの持ち込み及び持ち出しに際しては、USBメモリ、SDカード、又はこれ以下のサイズの記録媒体を用いない。ただし、保守時において事前にウイルスチェックを行い、データに暗号化を施した場合は、この限りでない。
- 10 貸与された文書及び電磁情報は、当該作業終了後、速やかに発注者に返却するとともに、その複製がある場合は、それを完全に廃棄すること。
- 11 実施した作業の内容については、書面で報告すること。
- 12 作業期間中に発注者による報告要求があった場合は、書面で報告すること。
- 13 作業実施に当たり情報セキュリティを確保するよう努め、作業従事者に対して情報の安全性に関する啓発・教育を施すこと。
- 14 修理に伴い記憶装置を交換する、又は賃貸借期間の満了等により機器を撤去するに際しては、記憶装置全体をNIST SP800-88方式による手法（同等以上の手法を含む。）で消去する、又は物理的に破壊することにより、情報を復元できない状態にし、その作業経過及び結果を書面で報告すること。
- 15 1から14に違反した行為で発注者に損害を与えた場合は、損害賠償及び必要と認める措置を行うこと。ただし、発注者が独自の判断で第三者に支払った金員、受注者の責めに帰すことのできない事由から生じた損害、天災地変等の不可抗力から生じた損害及び逸失利益については、賠償責任を負わないものとする。また、損害賠償額については、別途協議の上、発注者と受注者が合意した金額とする。